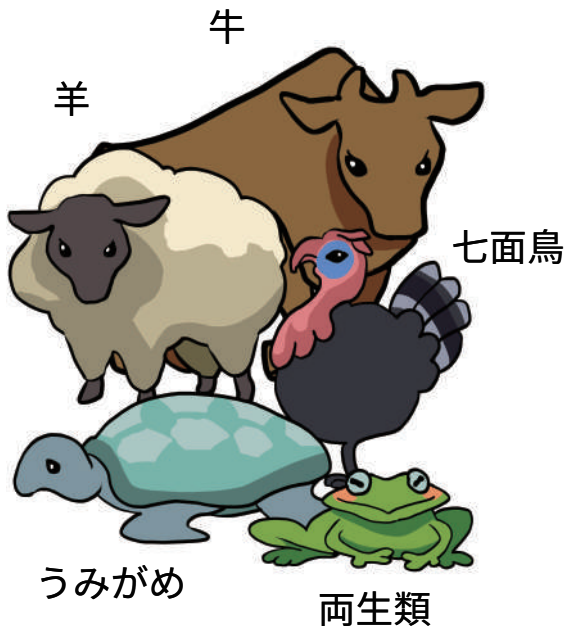


1 類

動物（生きているものに限る。）

羊、うみがめ、くじら、牛、七面鳥、
豚、両生類



1 類

動物（生きているものに限る。）

重要な部・類の注

《第1類 動物（生きているものに限る。）の注の規定》

【注】

1 この類には、次の物品を除くほか、すべての動物（生きているものに限る。）を含む。

(a) 第03.01項、第03.06項、第03.07項又は第03.08項の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

(b) 第30.02項の培養微生物その他の物品

(c) 第95.08項の動物

出題例

【問題】

巡回サーカスの設備の一つとして輸入される生きた動物は、第1類の注の規定により第1類(生きた動物)には含まれない。

1 類

動物（生きているものに限る。）

解答

【問題】

巡回サーカスの設備の一つとして輸入される生きた動物は、第1類の注の規定により第1類(生きた動物)には含まれない。

【解答】 正しい。

巡回サーカスの設備の一つとして輸入される生きた動物は、第1類注1(d)の注の規定により第1類(生きた動物)には含まれず、第95.08項の巡回サーカスの設備に分類される。

2類

肉及び食用のくず肉

塩蔵の豚肉、骨付きのもも肉、冷凍した牛肉、牛舌（食用に適した冷凍したもの）

骨付きのもも肉



牛舌

冷凍した牛肉

2類

肉及び食用のくず肉

重要な部・類の注

《第2類 肉及び食用のくず肉の注の規定》

【注】

- この類には、次の物品を含まない。
 - 第02.01項から第02.08項まで又は第02.10項の物品で、食用に適しないもの
 - 食用の生きていない昆虫類（第04.10項参照）
 - 動物の腸、ぼうこう及び胃（第05.04項参照）並びに動物の血（第05.11項及び第30.02項参照）
 - 動物性脂肪（第15類参照。第02.09項の物品を除く。）

【備考】

- この表においてくず肉には、別段の定めがあるものを除くほか、臓器を含む。

出題例

【問題】 次のうち第2類に分類されるものはどれか。

- ①生鮮の牛の肝臓
- ②牛肉の味付け缶詰
- ③牛の胃

2類

肉及び食用のくず肉

解答

【問題】 次のうち第2類に分類されるものはどれか。

- ①生鮮の牛の肝臓
- ②牛肉の味付け缶詰
- ③牛の胃

【解答】 ①

生鮮の牛の肝臓は第02.06項に分類される。

②牛肉の味付け缶詰は第16類（肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品）に分類される。

③牛の胃は第5類（動物性生産品（他の類に該当するものを除く））に分類される。

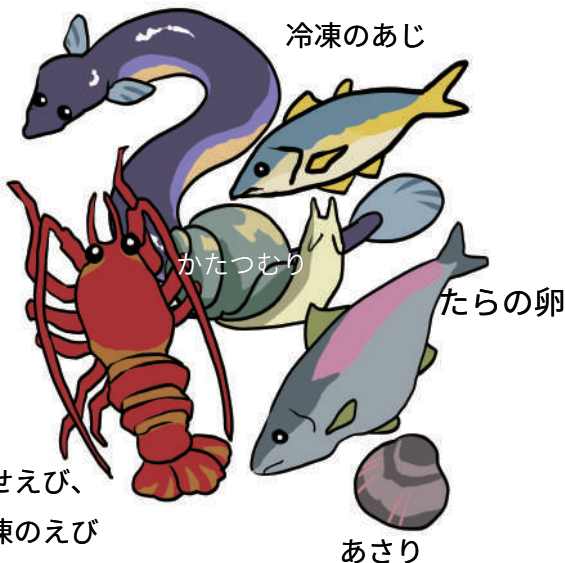
3 類

魚並びに甲殻類、軟体動物及び その他の水棲無脊椎動物

うなぎ、いせえび、冷凍のえび、冷凍のあじ、あ
じのフィレ、塩蔵したあさり、なまこ、くん製の
にしん、かたつむり、たらの卵、くん製のいか

うなぎ

冷凍のあじ



いせえび、
冷凍のえび

あさり

3 類

魚並びに甲殻類、軟体動物及び その他の水棲無脊椎動物

重要な部・類の注

《第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の注の規定》

【注】

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 第 01.06 項の 哺乳類

(b) 第 01.06 項の 哺乳類の肉（第 02.08 項及び第 02.10 項参照）

(c) 生きていない魚（肝臓、卵及びしらこを含む。）並びに生きていない甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物で、食用に適さない種類又は状態のもの（第 5 類参照）並びに魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレットで、食用に適さないもの（第 23.01 項参照）

(d) キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物（第 16.04 項参照）

2 この類において「ペレット」とは、直接圧縮すること又は少量の結合剤を加えること

【備考】

1 第 03.06 項から第 03.09 項までにおいて「冷蔵したもの」及び「冷凍したもの」には、乾燥し、塩蔵し、塩水漬けし又はくん製したものを含まない。

出題例

【問題】

水煮による調理をした殻付きのえび（冷凍のもの）は、第 3 類（魚、甲殻類及び軟体動物等）に含まれる。

3 類

魚並びに甲殻類、軟体動物及び その他の水棲無脊椎動物

解答

【問題】

水煮による調理をした殻付きのえび（冷凍のもの）は、第3類（魚、甲殻類及び軟体動物等）に含まれる。

【解答】 正しい。

水煮による調理をした殻付きのえび（冷凍のもの）は、第3類（魚、甲殻類及び軟体動物等）に分類される（第 03.06 項）。

4 類

酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び
他の類に該当しない食用の動物性生産品

脱脂粉乳、チーズ、バター、乾燥した卵黄、
ヨーグルト、鶏のふ化用の受精卵、食用の
昆虫類

食用の昆虫類

ヨーグルト（香辛料、コーヒー
もしくはそのエキス等を加えて
いるものを含む）

チーズ



バター

乾燥した卵黄、
鶏のふ化用の受精卵

4 類

酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び 他の類に該当しない食用の動物性生産品

重要な部・類の注

《第4類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の注の規定》

【注】

2 第04.03項においてヨーグルトは、濃縮し又は香味を付けてあるかないかを問わず、砂糖その他の甘味料、果実、ナット、ココア、チョコレート、香辛料、コーヒー若しくはそのエキス、植物若しくはその部分、穀物又はベーカリー製品を加えてあるかないかを問わない。ただし、ミルクの組成分の一部又は全部を置き換えるためにこれらの物品を加えたものではなく、かつ、ヨーグルトの重要な特性を保持しているものに限る。

3 第04.05項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「バター」とは、専らミルクから得た天然のバター、ホエイバター及び還元バター（生鮮のもの及び加塩し又はランシッドしたのものに限るものとし、缶詰バターを含む。）をいうものとし、乳脂肪分が全重量の80%以上95%以下で、無脂乳固形分が全重量の2%以下であり、かつ、水分が全重量の16%以下のものに限る。バターには乳化剤を加えたものを含まないものとし、塩化ナトリウム、食用色素、中和剤及び乳酸菌を培養したものを含有するかしないかを問わない。

5 この類には、次の物品を含まない。

(a) 生きていない昆虫類のうち食用に適しないもの（第05.11項参照）

6 第04.10項において「昆虫類」とは、食用の生きていない昆虫類（全形のもの又は部分的なもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。）並びに昆虫類の粉及びミールで食用に適するものをいう。ただし、同項には、その他の方法により調製をし又は保存に適する処理をしたものを含まない（主として第4部に属する。）。

4 類

酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び
他の類に該当しない食用の動物性生産品

出題例

【問題】 次のうち第4類に分類されないものはどれか。

- ①マーガリン
- ②脱脂粉乳
- ③バター

【問題】 次のうち第4類に分類されるものはどれか。

- ①ヨーグルト
- ②卵白
- ③綿実油

【問題】

食用の生きていない昆虫類は、第2類には含まれない。

【問題】

砂糖及びチョコレートを加えたヨーグルトは、第18類に分類される。

4 類

酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び
他の類に該当しない食用の動物性生産品

解答

【問題】 次のうち第4類に分類されないものはどれか。

- ①マーガリン
- ②脱脂粉乳
- ③バター

【解答】 ①

マーガリンは、第15類（動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう）に分類される。

【問題】 次のうち第4類に分類されるものはどれか。

- ①ヨーグルト
- ②卵白
- ③綿実油

【解答】 ①

②卵白は、第35類（たんぱく系物質、変性でん粉、膠こう着剤及び酵素）に分類される。

③綿実油は、第15類（動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう）に分類される。

4 類

酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び
他の類に該当しない食用の動物性生産品

解答

【問題】

食用の生きていない昆虫類は、第 2 類には含まれない。

【解答】 正しい。

第 2 類注 1 (b) 参照。

【問題】

砂糖及びチョコレートを加えたヨーグルトは、第 18 類に分類される。

【解答】 誤り。

砂糖及びチョコレートを加えたヨーグルトは第 04.03 項に分類される (第 4 類注 2 参照)。

5 類

動物性生産品

(他の類に該当するものを除く。)

人髪 (加工していないもの)、羽毛 (加工していないもの)、動物の胃 (食用に適した冷凍したもの)



5 類

動物性生産品

(他の類に該当するものを除く。)

重要な部・類の注

≪第 5 類 動物性生産品（他の類に属するものは除く。）の注の規定≫

【注】

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 食用の物品（動物の腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片並びに動物の血で、液状のもの及び乾燥したものを除く。）

(b) 原皮及び毛皮（第 41 類及び第 43 類参照。第 05.05 項の物品並びに第 05.11 項の原皮くず及び毛皮くずを除く。）

(c) 動物性紡織用繊維（第 11 部参照。馬毛及びそのくずを除く。）

(d) ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品（第 96.03 項参照）

3 この表において象、かば、せいうち、いつかく又はいのししのきば、さい角及びすべての動物の歯は、アイボリーとする。

5 類

動物性生産品

(他の類に該当するものを除く。)

解答

【問題】 次のうち正しい記述はどれか。

- ①牛の胃、肝臓及び腸は、第5類に分類される。
- ②アイボリーにはいのししのきばも含まれる。
- ③ゼラチン、毛皮は、第5類に分類される。

【解答】 ②

第5類注3参照。

- ①牛の肝臓は、第2類（肉及び食用のくず肉）に分類される。
- ③ゼラチンは第35類（たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素）、毛皮は第43類（毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品）にそれぞれ分類される。